

【杉並区保健福祉計画】杉並区地域福祉推進計画（案）・杉並区子ども家庭計画（案）  
・杉並区健康医療計画（案）に対する区民等の意見概要と区の考え方について

## 1 杉並区地域福祉推進計画

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

No	意見概要	区の考え方
1	障害者の学校卒業後の日中活動場所と住居を確保してほしい。 障害者の親は、卒業後のみならず、親亡き後の居場所や住居がまったく不足している現実に絶望し、必要以上に焦らされている。	区では、特別支援学校等の卒業後の日中活動場所や住居について、卒業後も住み慣れた地域で継続して生活できるよう、グループホームの整備や障害者が利用しやすい施設等の環境づくり等に重点的に取り組んできたところです。 引き続き、障害者の住まいの確保のため、障害者グループホームの開設を促進するとともに、通所施設や施設以外での活動場所など障害者が安心して過ごせる場の充実に向けて取り組んでいきます。
2	重度訪問介護も利用できるような人材と環境を整備してほしい。	重度障害者の地域生活を支援するには、専門性の高い人材確保・育成が急務です。地域の事業者が連携して、より専門性を高められるような取組を検討していきます。
3	成年後見制度の普及、利用促進という面で杉並区は成年後見センターを設置しており、他自治体に比べ取組は積極的でとても評価できると思う。計画案の施策2の指標②で示された成年後見制度の利用者数について、令和9年度の目標値は1,200件とされているが、急速な高齢化の時代を迎えるに当たり、指標に示された件数が少ないのではないかという印象がある。専門職の利用や区民後見人の養成を行い、対応できる数の増加が必要ではないかと思う。	指標②「成年後見制度の利用者数」については、この間1,050人前後で推移しており、いただいたご意見にあるとおり、今後の高齢化の進展を見据え、5年後の目標値を1,200人としたものです。また、今後の制度利用者数の増加に的確に対応するため、専門職の紹介や区民後見人の養成など、成年後見センターが行う取組を引き続き支援していきます。
4	ゆうゆう館については、これまでの再編の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。とあるが、具体的にどのように考えられているのかわからない。 より具体的に、わかる範囲でご教示願いたい。	ゆうゆう館につきましては、区立施設再編整備計画に基づき、令和4年度までに4館を、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」に機能継承しました。 この間、こうした施設再編整備の取組につきまして、様々なご意見が寄せられていたこと等から、現在、施設再編整備を一旦休止し、これまでの取組の検証を進めているところです。今後、この結果等を踏まえて、ゆうゆう館を含む施設再編整備の取組方針を決定していきます。 この内容は、計画案の84頁に記載しており、ご指摘の45頁の記載と整合するよう修正します。 [別紙2(1)杉並区地域福祉推進計画 No.18]

No	意見概要	区の方考え方
5	<p>「情報発信の強化及び情報格差の解消」（88頁）については、多種多様な対象者・年代に対して実施されている膨大な数に上る福祉施策の情報にアクセスしやすくするために、福祉施策別・目的別・地域別・関係する対象者別・年代別・取り扱い担当組織別など、細かく分類項目別に整理・保存し、検索からアクセスまで、区民が取り扱いやすくなるよう情報整理をした形での発信・提供をしていただきたい。そのことが、情報の受け手側にとって、「情報発信が強化された」、「情報格差が解消された」と感ずることにつながると思う。</p>	<p>急速にデジタル化が進むなか、区の情報発信強化や情報格差解消への取組は、どちらも欠かすことの出来ない、区が取り組む重要課題の一つであると認識しています。今後発信する情報の内容や方法については、いただいたご意見も参考にしながら、わかりやすい情報提供と発信する情報の強化に向けて、検討していきます。</p>
6	<p>基本構想の目指す将来像に向けて展開していくには、今までの縦割り行政に如何に横串を刺すかという事だと思う。</p> <p>区内1箇所だけで進捗管理をしていくには、限界が有ると思う。</p> <p>計画の内容だけでなく、その進捗管理と状況に応じて計画の見直しを行う事が大切である。</p> <p>それは日頃から住民が集う場（分野を超えた集まり）の中で話題が出たり、考えたりする場が住民の意識の醸成と計画を達成する為には必要だと思う。（お互いを知る場が大切である。）</p> <p>地域で説明会を行うだけでなく、その進捗管理する「（仮称）杉並区地域福祉施策推進連絡会」が地域で開催される事が必要だと思う。</p> <p>官民協働の形をどのように作っていくかと区の体制（組織づくり）が鍵になるのではないかな。</p> <p>折角のこの機会に、協働の仕組みづくりが出来ると次の計画づくりにも繋がって行くと思う。</p>	<p>「（仮称）杉並区地域福祉施策推進連絡会」の設置に当たっては、いただいたご意見を参考にしながら、連絡会の役割や連絡会の開催方法などを今後検討していきます。</p> <p>また、各分野の関係所管課で組織する「保健福祉施策連絡会議」を立ち上げ、組織間の連絡と調整を密に図りながら、保健福祉の分野横断的な取組を推進していきます。</p>
7	<p>「福祉教育」と「社会教育」が一緒に考える事が、様々な人達が暮らすのが地域だという事を知り、「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」になって行くと思う。</p> <p>是非、一緒に考えて行きたい。</p>	<p>福祉の問題は、ご指摘のとおり、教育はもとより、まちづくり・防災など、区民生活における様々な分野と関わっています。</p> <p>「福祉教育」のテーマについても、ご指摘のとおり、分野横断的に、区民の皆様をはじめ様々な主体との協働を念頭において取組を進めたいと考えています。</p>

No	意見概要	区の考え方
8	<p>杉並区地域福祉推進計画 施策1【4】1) 地域のたすけあい)</p> <p>たすけあいネットの登録窓口を民生委員のみでなく、家族にとって身近な相談支援事業所相談員や、すまいるなどの支援者が個別避難支援プランをたてることのできるよう仕組みをふやして欲しい。区として相談員がプラン作成した時補助金を出して欲しい。ネットワークをしっているけど、登録していない方の理由として、近所に障害についてしられたくない、民生委員が信頼できない、登録後一度も見直しがなく民生委員が今誰かわからない、等がある。</p>	<p>現在、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の登録申込は、区役所とケア24で受け付けていますが、受付窓口をすまいるなどに拡げることについては、今後関係所管とも連携しながら検討していきます。また、個別避難支援プランは、民生委員が作成することを基本としていますが、特定相談支援事業所や、すまいるの職員が作成することもできます。更に、本制度については、対象者が安心して登録することのできるよう、また、登録後も不安に感じることのないよう、制度の周知内容や登録者情報の取扱いを含め、制度の充実を図っていきます。</p>
9	<p>施策2 自立し…【2】権利)</p> <p>株式会社などの事業体がグループホームを運営し、その支援の質の低下が懸念される。くらし続けることのできるよう開設後も、グループホーム内での支援者のご本人の意思のくみとり等をチェックする第三者機関を区として設置して欲しい。</p>	<p>区では令和4年度からグループホームの開設相談から運営開始まで一貫して支援する事業を開始しています。また、開設後もグループホーム従事者向けの研修や情報共有などの取組も実施しています。</p> <p>区として、第三者機関を設置する考えはありませんが、これらの取組に加え、福祉サービス第三者評価の受審の促進や事業者指導により、サービスの質の向上に取り組んでいきます。</p>
10	<p>施策2の【7】住宅確（1）障害者グループホーム整備)</p> <p>グループホームへ入居したい知的障害者をもつ家族が大勢いる。さらに増やしてほしい。</p>	<p>グループホームの更なる増設に向けて、引き続きグループホーム開設支援事業により、障害者グループホームの整備を推進していきます。</p>
11	<p>施策3 地域福祉の【4】保健福祉の（4）障害)</p> <p>人材確保のため保育課が実施している処遇改善と、宿舍借り上げ補助を、障害者事業所に従事する支援者へ対しても区として補助金をあて、実施して他区より良い待遇で人材を確保して欲しい。福祉人材不足が深刻である。グループホームの支援者が派遣のためやりとりができず障害者本人も意思をくんでもらえない。支援者は疲れ切っており、命の危険や事故がおきないか心配である。また、職員が通所先近隣に住居を確保すると、災害時のかけつけ対応にも役立つ。</p>	<p>障害福祉サービスにおいても保育分野と同様に、国の処遇改善加算などを活用し、人材確保に取り組んでいます。ご意見のとおり、福祉の人材確保・育成は急務であり、事業者のご意見を踏まえながら、より効果的な取組などを検討していきます。</p>

No	意見概要	区の方考え方
12	<p>主な取組 (2) 更生保護団体の活動の推進等について、健全な成長を支援する活動を行う青少年ボランティア団体である BBS 会は、再犯防止に重要な団体であると認識している。現在杉並区にはない組織である BBS 会の発足は重要であると考えている。しかしながら、現時点では私の属する保護司会として BBS 会の発足を目指しているということはない。BBS 会がどういう役割を果たすのか調査し、発足に向けては更生保護団体 (保護司会・保護観察協会・更生保護女性会) が協力し、大学などと協働して立ち上げを支援する立場かと思う。再犯防止に向けた第一歩となる計画であるため、現状を把握のうえ更生保護団体の立場を明確にしていきたいと思う。地域の中で再犯防止の取組を推進するための場の設置は更生保護団体のみならず、様々な組織や団体で構成されることを望む。例として町会自治会などがまちの美化をすすめることで犯罪が起りにくいまちになる、学校への支援を広げることで非行防止につながる、商店街での防犯カメラ設置で犯罪抑止につながる、就労支援への理解を深めることで安定的な生活確保ができるなど、すべての杉並区民に関わり、行政もまた横断的な連携をもった協議体としていきたいと思う。</p>	<p>BBS 会に関する取組については、ご意見の趣旨を踏まえ、取組内容を修正します。また、再犯防止の取組を推進するためには、更生保護団体のみならず、地域の様々な組織・団体や区民の理解と連携を図ることが重要と考えており、区においても関係所管が連携する体制づくりを検討していきます。</p> <p>[別紙 2 (1) 杉並区地域福祉推進計画 No. 53]</p>
13	<p>(7) 福祉サービスの利用支援について、この項目に入るのかは分かりかねるが、再犯で一番多いのは薬物である。薬物依存症等のある人の立ち直りは再犯防止に繋がっていく。保護観察では一部執行猶予制度があるなか、薬物での再犯を防ぐためには行政の支援は欠かせない。薬物依存症等のある方への支援は再犯防止の推進に欠かせないと考えているため、計画に明記していただき、薬物依存への理解啓発と立ち直り支援の体制づくりをお願いしたい。</p>	<p>薬物依存の問題を抱える者への支援等については、国の第二次再犯防止推進計画においても、重点課題の一つとして「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」が位置付けられていることから、計画の取組内容として追加します。</p> <p>[別紙 2 (1) 杉並区地域福祉推進計画 No. 57]</p>
14	<p>社会を明るくする運動について、更生保護活動への理解をより深めるため行っているのは保護司会だけではないため、「保護司会→更生保護団体」としていただきたい。(保護司会・保護観察協会・更生保護女性会の 3 団体は横断的な組織と認識している。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、より適切な表現に修正します。</p> <p>[別紙 2 (1) 杉並区地域福祉推進計画 No. 58]</p>
15	<p>ヤングケアラーの支援の推進が子ども家庭計画に掲載されているが、様々な支えあいの目が必要という意味では地域福祉推進計画にも掲載してよいのではないか。</p>	<p>「ヤングケアラーの支援の推進」は、子ども分野だけでなく、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携して取り組んでいることから、いただいたご意見を踏まえ、地域福祉推進計画に掲載するよう修正します。</p> <p>[別紙 2 (1) 杉並区地域福祉推進計画 No. 74]</p>

No	意見概要	区の方考え方
16	<p>国の施策により創設された「重層的支援体制整備事業」を、杉並区においても検討を進められるとのことで、特に、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」・・・「地域で住民同士が交流する場や居場所、地域のネットワークづくりに向けた支援」・・・への強化をしてほしい。</p> <p>間接的支援だけではなく、最低限の財政的支援を考えて頂きたく、立ち上げ支援、継続のための使途を狭めない包括的支援を望む。</p>	<p>区では、誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所や、区民が主体的に活動・交流できる場の充実を図るため、「コミュニティふらっと」や「きずなサロン」などの事業を推進しています。また、地域のネットワークづくりに向けて、地域住民等とともに生活課題を考え、公的サービスや地域活動につながるなどの役割を担う「地域福祉コーディネーター」の配置を順次進めていきます。</p> <p>なお、社会福祉協議会では、地域の福祉活動を行う団体を支援するため、団体の立ち上げや定期的な活動に対して助成金を交付しているところです。</p>
17	<p>(4)生活支援体制整備事業の推進 (2)住民参加のたすけあい活動の推進 (ささえあいサービス)</p> <p>住民主体の生活支援サービスは、今後一人暮らし高齢者が増加する中で、制度では対応しきれない、ちょっとした困りごとに対応する、地域に密着した地味ではあるが欠かせないサービスになっている。本計画では、社協のささえあいサービスが挙げられているが、他にも地域では住民参加型の生活支援サービスが規模は小さくとも地域に密着して行われている。しかし、まだまだ数も少なく、今後の需要に対応しきれない。是非、「住民主体の生活支援サービスや通いの場等の支え合いによる活動の開発、担い手の養成、多様な活動主体間のネットワークづくり」を積極的に推進してほしい。この事業と上記の「重層的支援体制整備事業」とを、リンクさせることが出来ないか。</p>	<p>生活支援体制整備事業では、区内の各地域で、地域の活動者等との協働により第2層協議体の活動が広がり、その地域ならではの支えあいの仕組みづくりを検討し、実施しています。また、地域の活動者や団体等の情報交換会を実施し、活動者間のネットワークづくりを進めています。</p> <p>制度では対応できない、高齢者のちょっとした困りごとに対応する生活支援サービス、特に地域での住民主体による生活支援サービスの重要性については、区としても認識しているところです。また、住民主体の生活支援サービスを実施するに当たって、活動の開発、担い手の育成等の課題があることも痛感しているところです。</p> <p>今後は、関係機関や民間活動団体等との連携を図りながら、住民主体の生活支援サービスの充実に向けた取り組みを推進したいと考えています。</p> <p>なお、生活支援体制整備事業と重層的支援体制整備事業をリンクさせることにつきましては、今後、重層的支援体制整備事業を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>(1)地域活動団体への支援</p> <p>「・・・町会・自治会やNPO法人などの多様な地域団体の活動を支援・・・」について</p> <p>今、地域では、町会・自治会、学校関係、民生委員・児童委員等の所謂地縁団体と、目的を共有するNPO(法人格の有無は問わず)の協働関係が漸く芽生えつつある。両者が参加する、地域課・地域区民センター協議会や協働プラザが主催する会なども開かれている。この両者は言語も活動スタイルも異なるが、地域においては両者の力が合わさってこそ豊かな活動となるはずである。意識的な支援をお願いしたい。</p>	<p>「地域における支え合い・助け合い」は、地域における多様な主体が協働することが大切であると考えています。区内7地域に設置されている地域区民センター協議会での地域懇談会やすぎなみ協働プラザでの交流会の開催など、引き続き、地縁団体とNPOとが、連携したり話し合ったりできる場の設定に努めていきます。</p>

No	意見概要	区の方考え方
19	<p>指標②地域の手新規登録者数が 2027 年度（最終）1,700 人となっている。</p> <p>実行計画を見ると、2022 年度～24 年度毎年 1,700 名で、3 か年計 5,100 人となっている。どちらが正しいのか？</p>	<p>本計画における施策 1 の指標②「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）新規登録者数」の令和 9（2027）年度の 1,700 人は、計画最終年度である令和 9（2027）年度の新規登録者数を指標としています。</p> <p>一方、実行計画では、計画期間である令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度までの 3 年間の新規登録者の累計を示しているものです。</p>
20	<p>（1）地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実</p> <p>多くの方が登録されることも勿論必要だが、問題は日常の見守りに生かされ、災害時にうまく機能するかである。「災害発生時には・・・震災救援所運営連絡会やボランティアなどが電話・訪問などの手段による安否確認を行い、状況により震災救援所・緊急医療救護所等への搬送・・・」と、文章にすればその通りだが、その手法・手順については区からは具体的には示されていない。現状に対しての区の担当者の考えを聞きたいし、工夫されて上手く機能している事例があるなら紹介して頂き、各現場での共有などをお願いしたい。また、登録をされている方でも、登録をしていること自体を他人に知られたくないという方もおられる。しかし、これは身勝手である。登録時に登録者への意識改革も併せてやっていくべきだと思う。助けが必要なら、「助けられ上手」になることも必要なのだと。「地域の手」事業の再構築を望む。</p>	<p>区では、災害時要配慮者に対する平時の見守り活動や震災時の安否確認活動をまとめた地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の「訪問マニュアル」と「活動マニュアル」を作成し、民生委員・児童委員に配布しています。災害発生時に備えて、地区民生児童委員協議会での説明会や研修会を実施することにより、これらのマニュアルが有効に機能するよう取り組んでいます。</p> <p>また、震災時の拠点となる震災救援所には、「震災救援所マニュアル（運営管理編）」を整備し、安否確認や救援・救助などの活動内容をまとめています。今後、震災救援所での災害時要配慮者対応訓練実施と情報共有を図り、対策の充実を図っていきます。</p> <p>更に、本制度については、対象者が安心して登録することができるよう、また、登録後も不安に感じることはないよう、制度の周知内容や登録者情報の取扱いを含め、制度の充実を図っていきます。</p>
21	<p>（1）コミュニティふらっとの運営</p> <p>施設再編整備計画の推進で誕生している施設だが、その運営については注目している。誰にでも都合の良い施設は、誰にでも良くない施設になってしまう危険性があるとも言われている。つまりは運営の仕方次第であると思うからである。</p> <p>今、地域区民センターが指定管理者制度になり、地域住民から見ると性格が変わってきているセンターもあるように思える。区立施設として区（地域課）の主体性が発揮されて、利用者の代表であるセンター協議会と管理団体が両輪となって進んでいくべきと考えている。</p> <p>コミュニティふらっとについても「誰もが身近な地域で気軽に利用できる」、これまでのゆうゆう館や児童館で築いてきた住民の側に寄り添った、単なる貸館的施設ではない運営を望む。</p>	<p>区では基本構想に掲げたまちの将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、年齢や障害の有無等にかかわらず、人と人が支えあい、つながりあえる地域社会づくりを進めています。「コミュニティふらっと」は、こうした考えに基づき、子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えた交流を促進するための地域コミュニティ施設として整備・運営しているものです。</p> <p>現在開設している 5 施設では、区と運営事業者が協力しながら、講座や多世代交流イベントなどを実施しており、これらの取組は総じて好評を得ています。今後も運営事業者と共に充実した施設運営を図っていきます。</p> <p>なお、コミュニティふらっとの整備については、児童館・ゆうゆう館とともに、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定していくこととしています。検証等に当たっては、施設利用者を始めとした区民の皆様の声を幅広く聴きながら進めていきます。</p>

No	意見概要	区の方考え方
22	<p>計画の推進に当たって 「(仮称) 杉並区地域福祉施策推進連絡会」の設置が提唱されている。本計画自体が地域住民や地域活動団体の意見を十分に聴いたうえでつくられたものではないようである。計画の推進に当たっては、是非地域の現場の意見も汲み取りながら進めて頂きたい。</p>	<p>「(仮称) 杉並区地域福祉施策推進連絡会」の設置に当たっては、いただいたご意見を参考にしながら、連絡会の役割や連絡会の開催方法などを今後検討していきます。</p>
23	<p>杉並区ではひきこもり支援対策として第一に就学、就労をゴールにしていたところがあったが、それを「ひきこもりの方やその家族に対して就労自立のみにとらわれず本人の考えを尊重するとともに、家族会とも連携し、家族が安心できる居場所を確保していきます」との記載したことについては嬉しく思う。</p> <p>●生活困窮者自立支援窓口＝くらしのサポートステーションだと、ひきこもりの子どもを持つ家族にとって、相談しやすい場所としてはハードルが高いと感じる。ひきこもりの子どもは親が生きているうちは、生活困窮者に該当しない家族が多いし、自立できない、就労もできない、自分の部屋、家から一步も出られない人にとっては、相談しやすい窓口とは少し違うように感じる。そのため、今回記載している内容を踏まえ、くらしのサポートステーションでひきこもりに特化したリーフレットを作成するなど、より相談しやすい環境にしてほしい。</p> <p>今回の杉並区地域福祉推進計画(案)には、「8050問題」「社会的孤立」や、ひきこもりに対するの支援に関しても書かれてあり、以下のような取組の実施があればいいなと思うものがたくさんあったので、検討してほしい。</p> <p>●ひきこもり状態は、病気ではなく、生きづらさを感じて社会に出ていけない孤独、孤立を感じている人も多い。「ひきこもり」の状態だけにとらわれずに、地域といかにつなげていけるかが大きな問題だと思う。例えば、「子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進」が取組項目であったが、「孤立しているひきこもり状態の人及びその家族を地域で支え合う仕組みづくりの推進」などがあればとも思った。</p> <p>●ただ、人との関わることを極端に恐れる人も多く、行政側の支援とうまくつながらない当事者や家族も多々いると思う。それは、まだ「ひきこもりは悪いこと」などのネガティブなイメージがあったり、家族自身もひきこもりの子供がいることを世間に知られたくないという思いもあるため、社会に出づらい状況になったり、当事者及び家族の情報不足もあるかと思う。プライバシーを重んじる方も大変多く、難しい</p>	<p>ひきこもりの方にとって、就労による自立を勧めることが却って高いハードルを課してしまうことは、ご指摘のとおりと考えます。</p> <p>当事者にとって就労支援が必ずしも有効な支援とは限らないこと、また、家族の精神的な安定が本人の自己肯定感を築く大きなポイントになることなどを踏まえ、当事者の状況に沿った伴走型支援を行っていきます。</p> <p>そのため、今後とも家族会との話し合いを継続し連携を密にしていくなかで、ひきこもりに対する周りの理解の促進と、ひきこもりの方の生きづらさの解消に努めていきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
	<p>部分はたくさんあるが、杉並区の福祉・地域共生分における取組の方向性の中で、「互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる」「多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくり」を実践していただくことで、ひきこもり当事者やその家族にとっては、より生きやすい、社会に出やすい環境になっていくのではないかと思う。</p>	
24	<p>(2) 更生保護団体の活動の推進等            青少年ボランティア団体である BBS 会の区内での発足を目指している保護司会・・・            「目指している」を「視野に入れている」にしてほしい。</p>	<p>BBS 会に関する取組については、ご意見の趣旨を踏まえ、取組内容を修正します。            [別紙 2 (1) 杉並区地域福祉推進計画 No. 53]</p>
25	<p>【8】再犯防止等の推進について            現在、国が策定中の第二次再犯防止推進計画(案)では7つの重点課題を掲げており、「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」を重点課題の一つに位置付けている。その具体的な取組として、「高齢者又は障害のある者等への支援等」と並んで「薬物依存の問題を抱える者への支援等」が示されている。薬物依存症者の立ち直りに向けた支援の取組は、今後の再犯防止を推進する上で、非常に重要な視点となるので、杉並区地域福祉推進計画(案)に盛り込まれた「再犯防止等の推進」においても国の計画案と同様に、保健センターが窓口となって薬物依存症者に対する支援の取組を、計画に明記するよう検討してほしい。</p>	<p>No. 13 に同じ            [別紙 2 (1) 杉並区地域福祉推進計画 No. 57]</p>



## 2 杉並区子ども家庭計画

No	意見概要	区の考え方
1	<p>障害手帳を持つ息子がおり、両親が就労しているため学童クラブを利用している。放課後等デイサービスは利用回数に制限があるため学童替わりには使用できない。また、学童を利用しない日数により、学童の入所の際の指数も低くなってしまったため、療育として通わせるのが難しい。その一方で、障害手帳がない場合は、放課後等デイサービスを無料で利用できるのは不思議に思う。障害手帳を持つ場合でも、放課後等デイサービスの利用回数の制限を週5日ほどにすることや、利用日数によって学童の指数が減少しないようにしてほしい。</p>	<p>現在、学童クラブの出席日数による指数調整は行っておりません。学童クラブの入会要件として、保護の必要な日（保護者双方の就労がある日）に児童の出席が、1年生は週に2日（4週で8日）以上、2年生以上は週に3日（4週で12日）以上としておりますが、これは、学童クラブの必要性をはかるものです。この要件を満たしていれば、出席日数が例えば週5日であっても週3日であっても、入会指数に影響はありません。</p> <p>学童クラブを利用している児童の放課後等デイサービスの利用については、学年に関わらず週2日としております。また、放課後等デイサービスは、各手帳をお持ちの児童・生徒または医療機関で発達障害の診断を受けている児童・生徒がご利用できますので、手帳の有無で利用料金や支給日数に差はございません。</p>
2	<p>現在成人の息子は自閉症で地元の学校には通っていませんでした。 しかし四歳上の娘が地元の小学校に通っていたので、児童館のお祭りなど幾度となく行ったことがあった。 その息子が高校生になって、おそらくまっすぐ家に帰りたくなかった時に、児童館に寄り道して指導員さんに相手をしていただき、大変ありがたく、助かったという経験がある。 児童館は、地元の学校に行っていない子供でも、年齢に関係なく、自由に立ち寄れるという、学校とは違う、大変ありがたい場所である。 どうか大切に守っていただきたい。</p>	<p>区では、限られた財源の中で、時代の変化に伴う行政ニーズに対応するため、平成26年3月に区立施設再編整備計画を策定しました。その中で、児童館につきましては、小学生を対象とした学童クラブや一般来館の機能を小学校内に移転し、乳幼児親子につきましては、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に提供する「子ども・子育てプラザ」の整備などで居場所を確保する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、こうした児童館再編の取組につきましては、区民の方々から様々な意見をいただいていることから、今後の進め方について、改めて対応を検討してきました。</p> <p>その結果、緊急性の高い行政需要への対応を伴うもので、既に予算化されている等、取組の進捗状況などにより、現段階で休止することが困難な取組を除き、基本的には、いったん休止し、今後、これまでの取組を検証した上で、子どものより良い居場所の方向性について、検討を行うことといたしました。</p> <p>この検討に当たっては、児童の権利に関する条約の内容や、いわゆるサードプレイスの必要性、児童館が果たしてきた役割をどう継承するのかなどの多様な視点を踏まえるとともに、利用者や地域の方々のご意見を伺ってまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
3	<p>学童に給食を導入していただきたい。長期休暇時における学童のお弁当作りは、女性の仕事・家庭との両立の大きな障害である。安心して働き続けられる環境整備を希望する。</p>	<p>区の学童クラブでは、長期休業期間中の利用児童数が日によって大きく異なっており、必要数の管理やアレルギー対応に課題があることから、現時点では、区が給食（配食サービス）を導入する予定はございません。しかし、同様のご要望をいただいている学童クラブは複数あり、そこでは保護者有志や父母会等により直接、配食サービス事業者との契約や、注文の取りまとめ、支払い等の対応を行っていただくことで、長期休業期間中の昼食の配食サービスを導入している事例があります。</p>
4	<p>児童館の存続及び放課後居場所事業は継続すべき。杉七小にある様な平屋と児童館は雲泥の差である。子どもの意思で好きな時間を過ごせる児童館と大人の管理下にある民間運営の学童保育を一緒にしないで欲しい。実際目で見て体験したら分かるはずだが、整備する区政の人間の理解が低いことで子どもが犠牲になっている。無くした施設は元に戻して欲しい。実際に子ども達は西荻北や善福寺児童館が無くなり行き場を失っている。学校と児童館の関係があって上手く回っていた繋がりが断たれた。</p>	<p>No.2に同じ</p>
5	<p>「子どもの権利に関する条約」の制定に向けて動いていくことはとても意味のある施策だと期待している。ただし、その前提として、大人だけでなく、子ども自身にも「子どもの権利」に関する学びを保障していく活動が必要だと思う。「子ども家庭計画」には、その点が明記されていないことが気になる。子ども自身が、自らの権利をしっかり理解しながら、意見を表明できる存在として発言することができるような取組を積極的に行っていくことを希望する。</p>	<p>「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に当たっては、区民や有識者等により構成される「（仮称）子どもの権利擁護に関する審議会」を令和5年度に設置し、条例に盛り込むべき事項等について、区民や有識者の参画のもと、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら審議を進めていくとともに、審議会とは別に、子どもたちから直接意見を聴く機会を設けて、議論を深めていく予定です。</p> <p>条例制定の過程におきましては、条例の当事者となる子どもたちへの説明や、十分な意見聴取を行うことは大変重要なことと考えていますので、効果的な意見聴取の方法等につきまして、近隣自治体の取組内容等も参考にしながら、審議会等で十分に検討を行ってまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
6	<p>昨今の子育て状況は、コロナ禍の影響もあり、一人ひとりの親が子育ての困りごとを抱え込んで悩み、地域とのつながりの希薄さを感じているケースが多いように思う。そのことを踏まえ、子ども・子育てプラザ、つどいの広場などの「地域における子育て支援体制の充実」においては、例えば、上記の施設で、親子の絆や子育てをする親同士の絆を強めるような集中的なプログラムの実施（親教育をメインにし、単発ものではなく、参加者のグループワークを中心に参加者同士のつながりを作るようなもの）、保健師や心理士による巡回相談の実施（予約の上、個室で面談といった形ではなく、定期的に施設を訪問し、親子が遊んでいる中に入りながら声かけをして日頃の子育ての様子をうかがいながら、子育ての困りごとや子どもの発達に関わる相談にのる等）など、親自身の力を支え、育てていきながら、子どもの発達を保障し、地域とのつながりを形成していく予防的取組を積極的に行っていくことが有用であると思う。親が子どもとの関わりを見つめ直し、支えられているという実感を持ちながら、親としての自信を深める取組を積極的に行っていくことは、親の養育力の下支えとなるだけでなく、地域とのつながりを実感していく土台にもなるように思われる。また、子どもの発達を保障していくことは、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができる」ための基本的柱とも言える。</p> <p>「地域における子育て支援体制の充実」は、ポストコロナ、ウイズコロナのステージでの子育て支援の要になるものであり、保健師や心理士、発達や保育の専門家を介し、これまで以上に積極的な施策を実現させていくことを希望する。</p>	<p>ご指摘いただいた、子育て中のご家庭が地域との繋がりを感じ、子育ての悩みを気軽に相談できるなど、子育て支援の取組を充実させていくことは重要な視点であると考えています。</p> <p>区では、これまでも子育てに悩みを抱えるご家庭に対する支援として、子ども・子育てプラザや児童館、つどいの広場、保健センターなどで様々な子育て支援に関する取組を実施していますが、具体的にご提案いただいた取組も参考とさせていただきながら更なる子育て支援の充実に努めていきます。</p>

No	意見概要	区の方考え方
7	<p>「子どもの権利に関する条例の制定」(42頁)・「放課後等居場所事業の実施・充実」(46頁)に当たっては、子どもの代弁者だけが意見を述べ、提案をするだけでなく、ぜひ、当事者である子どもに発言の場を設けて、その意見を聴取し、取組に反映させられる体制・仕組みを整えていただきたい、また、様々な具体策が策定される「杉並区子ども子育て会議」(110頁)にも当事者としての子どもをメンバーとして参加させて欲しいと考える。</p>	<p>前段は、No.5に同じ。</p> <p>なお、「子ども・子育て会議」につきましては、子ども・子育て支援法に基づき設置している審議会であり、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業者及び団体、医療従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者により、法で定められた事項について審議を行う機関であるため、子どもの参加につきましては想定しておりません。</p> <p>「放課後等居場所事業の実施・充実」に掲げる事業をはじめ、これまでの子どもの居場所についての取組を検証した上で、今後の子どものより良い居場所の方向性について検討を行うことといたしました。この検討に当たっては、当事者である子どもの声なども聴きながら、検討を行っていきたいと考えております。</p>
8	<p>アフターコロナに向けて、これからの子ども環境子育て環境を考えていくにはとても重要な計画と感じた。国に子ども家庭庁ができ、東京都もチルドレンファーストの施策を打ち出してきている。杉並区のこれからの2年間の計画、国の動きを見ながらの3年後の計画を作るうえで大きな流れをつかむ必要があると考える。子どもたちの環境は少子化、貧困など複雑化し見えにくい状況が益々深くなっていると感じている。行政でできること、民間だからこそできることそれぞれの連携を深めて誰一人として取りこぼされることなく自分らしく育ち、子育てできる地域づくりを杉並区と共に作りたいと考えている民間の活動者がたくさんいる。その方々との連携をとる仕組みが確立している。ぜひとも区民と作っていくことを一緒に考えてほしい。</p>	<p>国においては令和5年4月に、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を設置しました。</p> <p>区では、国や都の動向を注視しながら、基本構想の子ども分野の将来像である「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、「子どもの権利を大切にし、子どもが主人公になるような取組を進める」「子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する」「安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる」の3つの方向性のもと、子どもや子育て支援施策・事業の推進に努めているところです。子どもたちの声を幅広く吸い上げて耳を傾けることができる地域社会や、一人ひとりの子どもの個性に応じた育ちをサポートする地域づくりを進めるためには、子育て支援活動に主体的に参加する地域住民や子育て支援団体の方々や企業、区が一体となり、子どもや子育て中の養育者を支えていく必要があると考えていますので、ご意見を参考とさせていただきながら、更なる子育て支援施策の充実に努めていきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
9	<p>子どもの権利に関する条例は、子どもに対峙する大人が自分事に受け止めることができないと、せっかく制定したとしても地域で活かした条例になりにくいと考える。条例制定する過程に一人でも多くの子どもに対峙する大人が関わりを持つことができるプロセスをとっていただきたい。どのようなプロセスを取ればよいか一緒に考えていきたい。</p> <p>子どもの意見を聴取することはとても良いことだが、子どもの本音を聴くことができる大人が、子どもが本音を話しやすい環境で意見を聴取する配慮をお願いしたい。大人に付度した子どもの意見を集めることではならないように検討をお願いしたい。</p>	<p>「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に当たっては、区民や有識者等により構成される「(仮称)子どもの権利擁護に関する審議会」を令和5年度に設置し、権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割等をはじめとした条例に盛り込むべき事項等について、区民や有識者の参画のもと、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら審議を進めていくとともに、審議会とは別に、子どもたちから直接意見を聴く機会を設けて、議論を深めていく予定です。</p> <p>条例制定の過程におきましては、多くの子どもの意見や想いを取り入れることができるよう、条例の当事者となる子どもたちへの説明や、十分な意見聴取を行うことは大変重要なことと考えていますので、子どもの心に寄り添った効果的な意見聴取の方法等につきまして、近隣自治体の取組内容等も参考にしながら、審議会等において十分に検討を行ってまいります。</p>
10	<p>(1) ゆりかご事業②出産育児準備教室の実施について、コロナ禍においての実施は難しく保健師の皆様は大変なご苦勞をされたと思う。また、初めてパパママになられる皆様においても、仲間作りが難しかったり、基本的な情報を得ることができず不安であったと推察する。男性育休もこれからどんどん取得者が増えることから、休日に開催のパパママ学級の需要は増えてくるため、ICTを活用したパパママ学級の実施などもぜひご検討いただきたい。</p>	<p>区では、妊娠・出産についての正しい知識の普及や地域での仲間づくり、子育てに関する情報提供を行うことを目的に平日・休日に対面での母親学級、パパママ学級を開催しています。</p> <p>また、対面での開催を基本にしつつ、体調不良等により参加が困難な方やキャンセル待ちの方などの受講機会や受講方法の拡充を図るため、令和4年7月からオンラインでの休日母親・パパママ学級を開催しています。対面学級・オンライン学級ともプログラムに交流タイムを設け、地域の仲間と出会う場としても参加者からは好評を得ています。</p> <p>さらに、令和5年度からは地域の子育て拠点である子ども・子育てプラザで休日母親・パパママ学級を開催し、出産後の利用につながるよう周知啓発を行っています。引き続き地域で安心して出産・育児ができるよう切れ目ない支援を行ってまいります。</p>

No	意見概要	区の方考え方
11	<p>多胎児は 100 分娩に 1 組の割合で出生する。杉並区では年間 30～40 組程度の多胎児が出生していることになる。については、ぜひパパママ学級で多胎児の妊娠出産の基礎知識と仲間づくりの場の提供をお願いしたい。現在、第三子で単胎の娘の育児をしているが、多胎児の妊娠出産育児は単胎児とは全く別物である。それにもかかわらず情報がなかなか手に入らず、不安を募らせるパパママをこれまでたくさん見てきた。ぜひ「多胎児向け」のパパママ学級の実施をお願いしたい。</p>	<p>区では、多胎児家庭に対する支援として、各保健センターの保健師による「さくらんぼ面接」や多胎育児経験者との交流・情報交換、保健師等の専門職による相談ができる「多胎児のつどい」を実施しています。また、多胎育児の大変さや支援の必要性等、地域における多胎育児への理解を深めるための講演会を年 1 回開催しています。</p> <p>現在、実施している平日・休日母親・パパママ学級の際に多胎児の妊婦が参加される場合には、多胎児家庭に向けた支援の事業案内等を配布するなど、引き続き、地域で安心して出産・育児ができるよう切れ目ない支援を行っていきます。</p>
12	<p>現在、医療ケア児を受け入れる学校は済美養護学校だと思うが、他の学校、自宅の近くの学校にも通えるようにして欲しい。勿論、看護師の派遣もして欲しい。そして、親の就労をしているため預ける学童も増やして欲しい。障がいがあることで、場所が決まり、行くところが制限されてしまう現状を変えて欲しい。健常児や障がい児と一緒に学ぶことが今は必要かと思う。但し、学力の遅れや個別支援という視点から集団での学びが無理であれば、特別支援学級の枠を増やして、地域の学校に通えるようお願いして欲しい。障がいがあることで親の負担や本人の負担があるということは、なくして欲しいと心から願う。</p>	<p>区では現在、済美養護学校の他にも 3 校で医療的ケア児童の受け入れを実施しており、そのための看護師も派遣しています。</p> <p>今後も地域の区立学校に対象の児童・生徒が入学する場合は、対応を図っていきます。</p> <p>また、学童クラブでの医療的ケア児の受け入れにつきましては、試行的に令和 4 年度から 1 名、令和 5 年度は 2 名の受け入れを行っており、それぞれ看護師の配置をしています。今後、この試行的な受け入れの状況などを検証し、令和 6 年度以降の医療的ケア児の受け入れの方考え方を整理・検討することとしていますので、ご意見も参考とさせていただきますながら検討を進めていきます。</p>
13	<p>医療ケア児での養育で精神的に辛さを覚え、娘の母親は定期的に精神科に通院している。将来的な悩みや現実に起こりうるようなことを悩むこともあるため、精神的に辛い時は、レスパイトステイをする場所を確保して欲しい。世田谷区にある「もみじの家」などは良い例である。杉並区も一時的な子供が安心して過ごせるような場所を確保して欲しい。</p>	<p>医療的ケア児や重症心身障害児のケアをご家族に代わって提供できる施設を確保することは、在宅生活を継続するために必要と考えます。医療機関と協議を重ね、受け入れが可能になる方策について検討します。</p>
14	<p>医療的ケア児は、増えていく傾向にあるため、本人はもちろん、親の支援も大切かと思う。なぜならば、虐待が絡むからである。親が安心して育てられること、それは生まれた子供も安心感をもつことができる。こどもが成長して、杉並区に引っ越してきてよかったと思うような、そんな杉並区になって欲しいと思う。医療的ケア児は、子供から大人まで、就労まで一生続く支援である。</p>	<p>医療的ケア児を支えるご家族の負担や不安は大きく、特に退院早期は保護者の方への相談支援が重要と考えます。</p> <p>医療的ケア児とご家族が地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、子育て等の各分野が切れ目なく支援できる体制の構築をめざします。</p>

No	意見概要	区の考え方
15	<p>(6) 地域子育てネットワーク事業の実施 「・・・児童館等を事務局に・・・」について 児童館が廃止される方向にある今、この「等」は子ども・子育てプラザを指していると理解する。今後のネットワークづくりは、プラザが核となるのか。 施設再編については、流動的とのことだが、学校、学童クラブ、放課後等居場所事業、プラザ、それにコミュニティふらっとも含めて、子どもの居場所は分散化していく。良い点もあるのだろうが、地域での子どもの生活を支えていく場が希薄化していくことを危惧する。これまで児童館に集約されてきた子どもと地域住民との関係性を、その実績と地域特徴を生かして今後も事業が進んでいくことが必要であり、その要がプラザであり、地域子育てネットワーク事業であるとする。「連絡会議の開催」に留まらず、地域の状況に即したより生きた事業となることを望む。</p>	<p>児童館再編の取組により、子ども・子育てプラザを整備した地域につきましては、ご指摘の通り、子ども・子育てプラザが地域子育てネットワーク事業の事務局の機能を担っています。 なお、児童館再編の取組につきましては、区民の方々から様々なご意見をいただいていることから、今後の進め方について、改めて対応を検討してきました。その結果、緊急性の高い行政需要への対応を伴うもので、既に予算化されている等、取組の進捗状況などにより、現段階で休止することが困難な取組を除き、基本的には、いったん休止し、今後、これまでの取組を検証した上で、子どものより良い居場所の方向性について、検討を行うことといたしました。 これに当たっては、ご提案いただいた地域子育てネットワーク事業に関する視点も参考にしながら検討を進めていきます。</p>
16	<p>「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」として、東京都が行っている東京都ベビーシッター支援事業に取り組んでほしい。この事業は、子育て世帯にとっても重要な事業であると実感している。保育園ではまかないきれない支援がベビーシッターを利用することで補えている。</p>	<p>区では、保育施設を利用されていない方などが、用事や休息等の際に利用できるよう、施設における一時預かり事業を実施していますが、一時預かり事業をご利用いただけない生後間もないお子さんや多胎児の育児中の方、ご家庭でのベビーシッターを活用した共同保育（保護者等とベビーシッターによる保育）を望む方などから、ベビーシッター事業に対するご要望をいただいております。 こうした多様化する一時預かりに対するニーズに対応し、子育てに対する不安や負担感を少しでも軽減することができるよう、東京都のベビーシッター事業の活用なども含め、具体的な検討を行っていきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
17	<p>区立保育園による午睡の時間の縮小</p> <p>区立保育園は 0-5 才の全学年において一律 2 時間半の午睡の時間をもうけている。3 歳くらいから寝ない子や寝る必要のない子も出てくるが、強制的に寝せて 2 時間半の間、喋ることも動くこともできないようになっている。そのせいで、1. 子供に心身共に苦痛を与える、2. 昼寝しすぎて夜寝ないので十分な成長ホルモンが分泌しない、3. 年長クラスでも昼寝をするので、小学生になったとき生活リズムが崩れて苦労する。中には不登校になる子もいる。以上の点から、園側に昼寝時間を年齢や個人に応じて柔軟に変えるよう頼んだが、区立保育園の決まりでとのことで、区の保育課に陳情書を提出したがそれでも何の対応もしていただけていない。他の区では保護者の陳情から、午睡の時間の廃止など対応されているので、杉並区でも対応をお願いしたい。</p>	<p>区立保育園での午睡につきましては、お子様によって保育時間や年齢、体力等が異なるため、必要とする午睡時間も異なると考えています。こうした考えの下、各保育園において、年齢による基本的な午睡時間を設けつつも、保護者との相談の上、早く起こすなど、個別に対応を行っています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、当該保育園に今一度共有し、柔軟に対応していきます。</p>
18	<p>区立保育園のお昼寝コットの購入</p> <p>午睡は敷布団を直接床の上に置いて寝せている。布団ではなくコットの購入を希望する。</p> <p>床の上に布団を直接置くデメリットは、1. 子供はホコリや塵にさらされて非衛生的かつアレルギーを引き起こす。2. 床から距離がなく湿気を逃さないため布団にカビが生えやすい。湿疹やアレルギーを引き起こす。3. 毎週月曜の朝に、保護者が布団のシーツとカバーを付け替えしないとならず、非常に時間がかかる。出勤前に時間がとられたり、育休の人は下の子をおんぶしてシーツを替えなければならないため、保護者に大変な負担になっている。</p>	<p>保育園においては、布団のシーツ・カバーの付け替えをはじめとした様々な保護者の皆様のご協力のもと、日々の運営が成り立っています。保護者のご負担につきましては、他区の事例等も参考とし、軽減について引き続き検討の上、取り組んでいきます。</p> <p>お昼寝コットにつきましては、布団と比較した際、カバーの付け替えが容易であるというメリットがありますが、多くの区立保育園では収納場所の確保が難しいことから、導入は困難な状況にあります。</p> <p>なお、ご懸念の布団等寝具の衛生面につきましては、保育室の日々の清掃や定期的な寝具の消毒乾燥の実施など、衛生管理の取組により清潔な状態を維持しています。</p>



### 3 杉並区健康医療計画

No	意見概要	区の考え方
1	<p>介護予防活動の支援について、現在、公園から歩く会やわが町一番体操を行う NPO を支援しながら施策を現在すでに展開している。しかしながら、公園から歩く会の参加者の一部には、2k mも歩けない方や少ししか歩けない方もおられ、その受け皿としての対策が杉並区の行政にも必要になってきている。</p> <p>高齢者のフレイルを予防ないし防止していくには、公園から歩く会やわが町一番体操のほかに、ポールウォーキングと言って両手にポールをもって歩く手法がある。これは、フレイルの予防にもなる。ポールウォーキングで姿勢を正して歩行することで脊柱管狭窄症の症状が改善した方もおられる。杉並区の行政としてポールウォーキングをもっと支援していく必要を感じている。</p> <p>人生 100 年時代を見据えて、高齢化のスピードも速まっていく中で、杉並区民の健康寿命を伸ばしていくためには、歩けなくなりつつある状態になるまでに、ポールウォーキングを継続的に行う仕組みを杉並区の行政として積極的に仕組みを作り、区民の参加しやすい運営方法でしっかり区民に浸透させていくことが重要と考える。</p> <p>区民に情報を提供し、指導者を育成し、ポールの道具をどうするか等課題も多く、行政が積極的に関与しなければ実現は困難と思われる。</p> <p>そこで、本計画にポールウォーキングの施策や仕組みを具体的に作り施策に盛り込みポールウォーキングを積極的に展開することで杉並区民のフレイルを予防し、区民の健康寿命を延ばすべきと考える。</p> <p>P37 の介護予防では、高齢者のフレイル防止のため、ポールウォーキングを区内各地で行うよう行政として仕組みを作り区民がポールウォーキングを実施することで、区民の健康寿命をさらに延ばしていきたいと明記していただきたい。</p>	<p>介護予防につきましては、介護予防教室をはじめ、様々な方法で周知を図ってきました。</p> <p>また、介護予防活動の支援につきましても、公園から歩く会やわが町一番体操などの活動を支援してきました。</p> <p>ご意見いただいたポールウォーキングにつきましては、体形にあったポールの準備等ご指摘にもあり課題も多数あります。</p> <p>今後の介護予防活動につきましては、その有用性等を考慮しつつ様々な方策を検討したうえで進めていくものと考えています。</p>

No	意見概要	区の考え方
2	<p>認知症の発症を防いだり遅らせたりすることができれば、自身の健康寿命が伸びるだけでなく、介護家族の負担減、医療費の公費負担減にもつながる。</p> <p>また、第3章の「施策1 いきいきと住み続けることができる健康づくり」には、食育活動の推進、生活習慣病予防対策の推進、健康づくりを支援する環境の整備などがあり、いずれも認知症予防と関連が深く、特に糖尿病との関連では、血糖値を抑えることが認知症の予防にもつながるので、認知症検査で予防の必要性を自分ごととして認識できるようになれば、糖尿病予防の実効性を上げることもつながると思われる。</p> <p>もし認知症予防（診断助成を含む）が今回の「杉並区健康医療計画」に盛り込まれないこととなっても、神戸市の65歳以上を対象に無料で認知症診断を受けられる制度等を研究、検討していただき、近い将来認知症予防に本格的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>区では、認知症を予防するため、年2回の認知症予防講演会を開催するとともに、脳を鍛える活動とウォーキングを組み合わせた、認知症予防教室を行っています。</p> <p>また、令和3年度より、70歳になる区民を対象に無料で「もの忘れ予防検診（認知症予防検診）」を実施しています。検診では医療機関で認知機能の検査を行い、認知機能障害の疑いありとなった方は専門医療機関への受診勧奨やケア24が訪問しフォローを行っています。</p> <p>もの忘れ予防検診の実施につきましては、現在「杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に明記しております。今後、改定する（仮称）「杉並区高齢者施策推進計画」でも計画化する予定です。</p>
3	<p><b>【6】障害者の（2）移行期医療</b></p> <p>知的障害者が特別支援高等部卒業以後、それまでの小児科医院と切れてしまい困っている家族がいる。その後の20歳の年金支給申請や、その後の更新のための意見書を書くことができる身近なかかりつけ医を区の窓口で紹介して欲しい。</p>	<p>障害がある方が身近な地域でかかりつけ医に相談できるよう、医療機関の情報を集約する取組や相談窓口の体制整備に取り組んでいきます。</p>
4	<p>近年、知的障害者の保健所や通所先での定期健診が減る方向にあり、定期健診を受けていない障害者がいる。障害があっても受け入れていただける慣れた医療機関の場の提供や情報を区として発信し、定期健診を受けられるようにして欲しい。</p>	<p>障害がある方が身近な地域でかかりつけ医で区民健診が受けられるよう、医療機関の情報を集約する取組等の体制整備に取り組んでいきます。</p>
5	<p>新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わるが、感染者数は減少しても感染は続いている。</p> <p>そこで、62～63頁の（1）～（4）の取組以外にも、今後の流行期の対策だけではなく、日頃から区民が新型コロナウイルス感染症についての相談窓口の設置または現在窓口がある場合は継続を希望する。</p> <p>現在もコロナの後遺症が発症し周りに相談できなかったり、医療機関を受診しようにも病院がわからないなど困っている方がいると思う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の全てがわかり、治療薬が充足するまで、区民が安心して生活できるような取組をお願いします。</p>	<p>令和5年5月8日以降は、東京都において引き続き新型コロナウイルス感染症に係る相談及び健康観察を行う「（仮称）東京都新型コロナウイルス感染症相談センター」を開設しています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症についての一般的な相談につきましては、これまで同様に杉並保健所保健予防課及び各保健センターで行っていきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
6	喫煙は「病気の原因の中で予防できる最大かつ単一の原因」(WHO)である。自治体にたばこ税を上げる権限を、関連諸法規を改正し、賦与するよう都や国へ働きかけることを提案する。直ちに実現しなくとも、このことがメディアで取り上げられることがたばこへの関心と、たばこ対策・健康づくり施策の重点が自己責任だけではなくたばこ購買環境の整備、つまり公的責任によるたばこを買いにくい環境を整備する重要性への関心を高めることになる。	喫煙は、がんや肺疾患などの原因となることから、区では、がん検診の案内や広報すぎなみ、区役所ロビー展示を通して、たばこの健康への影響について啓発を行っています。 また、喫煙されている方への啓発として、区内喫煙所に禁煙外来マップを掲示し、区民健診受診者には、たばこをやめたい方へ同マップを送付しています。 いただいたご意見は参考にさせていただき、今後も、区民が健康的な生活を送るための環境整備として、たばこ対策への様々な取組を行っていきます。
7	杉並区の6か所の区民事務所ごとに広範な観点からの健康指標を10万人程度の行政区単位で算出しホームページ上に情報提供する。区民が身近な地域(コミュニティ)の健康指標を知ることにより、得られた情報に基づく健康行動をとる力(ヘルスリテラシー)を向上させることができると考えられる。	区では、区民の健康寿命の延伸に向けて、健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標を定めています。身体・心の健康、社会環境等の4分野において、様々な取組を実施するとともに、各指標につきましては、区の調査結果や事業実績を基に、健康づくり推進協議会において、評価、検討しています。 また、この目標・指標・評価については区ホームページに掲載しています。人口10万人程度の行政区単位の数値化や経済的な背景についての把握は難しいと考えますが、いただいたご意見を参考に、区民の健康行動の向上に向けて取り組んでいきます。
8	杉並区でもヘルシーメニュー店の減塩店を増やし、スーパーマーケット等に減塩食品を買いやすいよう減塩コーナーを設けるよう働きかけて良いのではないかと。現在は減塩商品をスーパーマーケット等で探しづらい現状がある。	厚生労働省でも、栄養・食生活面では減塩を最優先すべき課題としています。 杉並区の減塩対策として、ヘルシーメニュー店の登録勸奨時に減塩の重要性について説明を行ったり、既存の登録店に掲示していただく健康情報ポスターにおいて、減塩の普及啓発を行っています。また、食育推進ボランティア、JA女性部と協働で作成し、区内青果店、農家直販店、スーパーマーケットに配布している「野菜のレシピ集」については、定期的に減塩特集を作成するなど、いただいたご意見を参考に事業者への周知にも工夫してまいります。 このほか、一般区民向けに「すぎなみ健康チャンネル」(YouTube 動画サイト)で、減塩料理や減塩のポイントなどの普及啓発を行ってまいります。
9	障がい者の地域医療体制について、「障害者」という言葉ではなく、「障がい者」という言葉、またはもっとふさわしい言葉にしてほしい。また、「双方に向けた講演会等」とあるが、「障がい者の当事者研究経験のある、医療従事者、コーディネーターやカウンセラー」のような専門家によると明言していただいた方	害という表記がふさわしくないのご意見は理解できますが、一方で区は公文書等の表記の基本的な考え方を、漢字で表記できるもので著しく支障がない場合は漢字を使うこととしています。今後も国の動きを注視してまいります。 講演会を開催する際には、参加者に具体的なイメージが伝わるよう周知内容を工夫してまいります。

No	意見概要	区の考え方
	が良い。講演会がけん引するものが、あまりにもイメージしづらい。	
10	<p>快適な住まいづくりの支援について、住まい周辺の道や公園の落ち葉、花粉、ごみなどの清掃を区主体で回数を増やしていただきたい。健康医療計画で清掃については全く言及されていないが、道や公園から入る埃や花粉そして乾いた鳥の糞により健康被害が引き起こされる可能性がある。</p> <p>また、公園内雑草内に生息するマダニにより健康被害も想定されるので、草刈りもあわせて回数を増やしていただきたい。</p>	<p>道の清掃につきましては、清掃車による清掃や人力による落ち葉清掃を定期的に行うとともに、区民からの要望に応じて行っているところです。</p> <p>今後も快適な住まいづくりの一助となるよう、道や公園を管理していきます。</p>
11	<p>「日常における歩数を増やすこと」について、すべての道で自転車が歩行者を優先にしない実態が見受けられる。そのような状況では、歩行を慎みたくなることも考えられる。自転車よりも歩行者優先であるとの標示をすべての道にかかげていただきたい。</p>	<p>区では、自転車走行ルール順守やマナー向上のため、自転車安全利用講習会や商店街等で呼びかけを行っています。また、自転車左側走行を促す路面標示の設置を進めています。</p> <p>なお、令和5年4月1日より、自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されました。区では、これを契機とし、歩行者や自転車利用者の安全を図るため、啓発活動を充実していきます。</p>
12	<p>自殺防止について、一日でも早く、区内の各駅にホームドアを設置していただけるように、区から鉄道会社にはたらきかけていただきたい。</p>	<p>令和5年3月に策定した「杉並区地域公共交通計画」に基づき、誰もが安全に安心して鉄道駅を利用することができるよう、鉄道事業者によるホームドア設置の財政的な支援を行っていきます。</p>
13	<p>健康医療計画(案)の中でも触れられている杉並区で実施されている健康づくりに関する取組(区が行っているもの、区民ボランティアが行っているものなど)は、数がとても多く、活動内容(体操・ウォーキング・食育・交流 など)は充実しているものの、区民に分かり易く、かつアクセスしやすいものになっているかという情報が多すぎて、複雑なものになっており、かえって分かり難くなっている。</p> <p>ぜひ、項目別・目的別・地域別・年代別・開催日時と方法など、項目別に分類し、どのような取り組みが行われていて、アクセス方法はどうなっているかの情報データの蓄積と整理をし、検索からアクセスまで、利用しやすい形で区民に提供していただきたい。</p>	<p>区ホームページからアクセスできる「地域の集いの場情報検索システム」では、体操やウォーキングなど健康づくりに関する取組を含め、交流の場としてのサロン、手芸や音楽など、気軽に参加できる地域の活動(地域の集いの場)をご紹介します。このシステムは、活動内容や活動場所・地域から検索することができますので、ご活用いただければ幸いです。</p> <p>また、イベント等の情報につきましては、区ホームページや広報紙等を活用してご案内いたします。</p>

No	意見概要	区の考え方
14	<p>健康医療計画（案）、将来の社会を支えていく若年層（子ども達：未就学児童・小学生・中学生・高校生）への健康づくりの対策は、高齢者と同じ様に、「栄養（毎日の食事のバランス、欠食の改善など）」・「運動（体力の維持・向上、部活など）」・「休養（睡眠、スクリーンタイムの管理・削減など）」＋「社会活動（友人・家族とのコミュニケーション、いじめ対策など）」が、今まで以上に、必要、かつ重要になってきている。ついては、「杉並区健康づくり推進条例」の規定に基づく「達成すべき目標及び指標」の中（分野1-2、分野2）にある「健康的な習慣の獲得・食事・体重・運動・睡眠など」における指標を、若年層対象に、きめ細かく設定した方が良い。</p>	<p>「健康づくり推進条例」の規定に基づく目標及び指標につきましては、各分野の目標達成に向け、杉並区健康づくり推進協議会で検討しています。指標によっては、年齢層ごとに設定しているものもありますが、ライフステージ毎に健康づくりの取組を進めていくことは大切であることから、いただいたご意見は参考にさせていただきます。</p>
15	<p>「健康づくり」の各施策を進める上でICT等を活用しての普及・啓発活動が挙げられているが、その一環の活動として「杉並区ホームページ」で「健康づくり情報」が何点も動画配信されているサイト「杉並健康チャンネル」についての区民への周知徹底具体策はどのように検討されているか。</p>	<p>「すぎなみ健康チャンネル」につきましては、区広報や区公式Twitter、健康に関するイベントなどで周知を図っており、現在はその効果を見ながら有効な周知方法について検討しているところです。引き続き効果的な周知ができるよう努めていきます。</p>
16	<p>健康医療計画（案）の進み具合が確認できる「健康づくりを推進するための『達成すべき目標及び指標』」を設定する基となる「杉並区健康づくり推進条例」についての「広報用チラシ」を増刷し、区民にその趣旨を周知していただきたい。</p>	<p>「杉並区健康づくり推進条例」は、すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に寄与することを目的としています。その実現のためには、健康を意識した生活習慣の確立、区民と関係団体、区などが協働して健康づくりに努める必要があることから、チラシを含め、区民の皆様や関係団体へ効果的な周知ができるように努めていきます。</p>

#### 4 その他

No	意見概要	区の考え方
1	<p>通常一人では通学が難しい特別支援児が、学区ごとに特別支援教室が整備されていないことにより、両親が学区外への通学の付き添いを毎日行っているため負担が大きい。また、兄弟児がいたり、悪天候の場合負担が倍増する。保護者会や行事の際も、通常よりも遠い学校へ通わなければいけないのは非常に負担であるため、今後、学区内で通学ができるよう各小学校に特別支援教室を設置してほしい。</p>	<p>現在、特別支援教室は全区立小中学校に設置されていることから、ご指摘いただきました内容は特別支援学級のことと思われるため、同学級への対応として回答します。</p> <p>特別支援学級は、現在小学校に10校、中学校に6校設置しています。ここ数年児童・生徒の増加が続いており、また、通常の学級よりも児童・生徒及び保護者への通学距離の負担がかかっていることから、区では令和6年度に高井戸東小学校に区立小で11校目となる特別支援学級を新設します。また、児童・生徒数の傾向等についての把握に努め、通学の負担軽減が図れるよう必要な特別支援学級の新設について検討したいと考えています。</p>
2	<p>スクールバスを設置してほしい。富士見ヶ丘小学校の移転に伴って、学区内の遠方から通う子供に対してスクールバスの試験運行が予定されているが、これが行えるのであれば、学区外の特別支援教室に通う特別支援児に対しても、スクールバスが設置できると思う。人数は前者より少数であっても需要は高いと思われるため、バンのような車でもいいから運行することができないか。利用料金は利用者から一部負担があっても構わないから検討してほしい。</p>	<p>現在、特別支援教室は全区立小中学校に設置されていることから、ご指摘いただきました内容は特別支援学級のことと思われるため、同学級への対応として回答します。</p> <p>この問題に対し、スクールバスをとのご提案をいただきましたが、教育委員会では、直ちにスクールバスを検討する予定はありませんが、今後福祉部門と連携し、負担軽減の方策について検討を行いたいと考えています。</p>
3	<p>保育園に7:30から預けているが小1になった途端8:1までに学校へ行く。学校説明会では少し前に門は開くが早くきても誰もいない、と。毎日手を繋いで登園していたのに、突然鍵を閉めて自分で行きなさい、というのは親子共に不安である。朝7:30くらいから、たとえばシルバー人材センターの方2~3人で学校の教室で学年縦割りで子どもたちをみていただきたい。子どもたちの安全優先のため人選などは慎重にする必要があるが、求めている親は多く、トライアルの価値があると思う。</p>	<p>小学校入学による、急な環境変化への対応にかかる学校始業前の取組につきましては、保護者の皆様の状況を踏まえながら、区として今後検討していくべき課題と捉えています。</p> <p>なお、区では、学校単位で地域住民等による任意団体「学校支援本部」が組織されており、いくつかの学校で朝遊びや朝学習に取り組んでいます。</p> <p>まずは、不安なお気持ちを学校に伝えていただくことや、同じ不安を抱えている保護者同士で話していただくことから、そうした、学校の実情に応じた地域発の取組が、身近なところから生まれていくと考えています。</p>

No	意見概要	区の考え方
4	<p>小1になると、区立の場合まず入学の学用品でランドセル以外に1万円以上はかかる。さらに学童の利用料、おやつ、学校の給食費で毎月1万円はかかる。少子高齢化対策には義務教育の間は無償にすることが鍵だと感じる。杉並区がやる話ではなく国の施策と思うが国が変わるのを待ってられない。</p>	<p>区立学校の給食費につきましては、物価高騰に伴う保護者の負担を軽減するため、令和4年度に食材高騰分を学校に支給し、令和5年度も継続して実施しています。義務教育の保護者負担軽減のあり方につきましては、今後も検討していきます。</p> <p>学童クラブ利用料及びおやつ代につきましては、受益者負担の観点から、現時点において、無償化する考えはございませんが、区では、経済的な配慮を要する方への支援として、生活保護受給世帯には学童クラブ利用料の免除及びおやつ代助成を、就学援助受給世帯には学童クラブ利用料の2分の1減額及びおやつ代助成を、複数児童入会世帯には2人目以降の学童クラブ利用料の2分の1減額を行っていますので、今後もこうした支援を継続する考えです。</p>
5	<p>先日ラジオで区長が区役所の職員の働く環境整備を目指すとおっしゃっているのを拝聴した。男性の働き過ぎ、が一因になっているとも感じる。子どもの有無や性別、既婚か未婚か問わず、誰もが働きやすい環境を作っていただきたい、ぜひ杉並区役所からムーブメントを起こしていただきたい。</p>	<p>職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、職員の意欲や生産性を向上させるため、職員の働く環境整備を進めていくことは重要であると認識しています。今後も性別など問わず職員が働きやすい環境整備に努めていきます。</p>
6	<p>生まれも杉並区で幼少期より知っているが酷い区政になった。科学館も子どもの頃よく利用したが廃止され、他区に比べ美術館も無い。文化教養への意識の薄さもただの地権者、ゼネコン向けの金儲け政策なんだと感じる。</p>	<p>旧科学館は、設備や展示物が老朽化していたこと等から閉館しましたが、本年10月には、旧杉並第四小学校を活用し、日々進展する最先端の科学に触れられる科学の拠点を開設します。</p> <p>また、ご指摘のとおり、杉並区には区立美術館はございませんが、インターネット上の仮想美術館「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」や区民ギャラリー(区役所本庁舎2階)、郷土博物館では杉並らしい特別展・企画展等を実施しています。</p>
7	<p>子供が区立の小学校に転入した。慣れない環境で登校渋りが非常に激しかった中、スクールカウンセラーにサポートいただき、何とか登校を継続できた。学校の先生方にもサポートいただいたが、やはり自分のためにじっくり時間をとってくれるスクールカウンセラーの存在が非常に大きく、どうしようもなく登校渋りが悪化して不登校になりかけた際には、学校の先生と私たちの間に入り、子供に寄り添い、話し合いの場に参加もいただいた。ただ、カウンセリングは週に1日しかなく、すぐに予約で埋まってしまう、実体としては月に1度程度しか利用できなかった。後に続く子供たちのためにも、より一層のスクールカウンセラーの配置日の増加をお願いしたい。</p>	<p>区立小・中学校のスクールカウンセラーは、東京都教育委員会と杉並区教育委員会で取り交わしている「東京都公立学校スクールカウンセラーの派遣に関する協定書」により、全校に1名ずつ配置しています。更に、東京都が定める追加配置基準に該当する6校には、さらに1名を追加配置しています。</p> <p>スクールカウンセラーの増員につきましては、東京都教育委員会に対して、配置基準の見直し等について要望していきます。</p>

No	意見概要	区の方考え方
8	<p>小中学校の PTA 役員廃止</p> <p>今の時代は共働きが主流になっているのに、専業主婦が当たり前だった時代の価値観が踏襲されていて時代にそぐわない。どの保護者も忙しくて学校行事に関わる時間がないのに、強制的に役員を押し付け合っているのが現状。</p> <p>それよりも、どうしても必要な業務は全保護者が負担金を払い、1. 地域のシルバー人材センターなどで派遣を雇う、2. 役員を引き受けてくれる保護者に最低時給を基準にした手当を払うなどするべき。</p> <p>そうしないと保護者間の不平等感がなくなる。</p>	<p>PTA とは、子どもたちが豊かな学校生活や地域生活を送れるよう、保護者と教職員によって学校ごとに組織され、会員の総意に基づき、自主的、民主的に運営される任意の団体です。役員の廃止を含む組織の在り方や活動の仕方については、PTA 自らが検討していくことになります。</p> <p>なお、区（教育委員会）としては、今後も保護者の皆様の状況を踏まえた PTA 活動が円滑に行われるよう、助言や情報提供に努めていきます。</p>
9	<p>区立中学校のトイレの衛生化</p> <p>トイレが古いだけでなく、常に清掃ができてなく汚い。</p> <p>清掃業者が入っているはずだが、便器などの清掃をせずで学校側もチェックせず、適当になっているのでは。</p> <p>子供が毎日使うトイレは常に衛生的な環境にしてほしいので、適切な業者を選定するか、清掃後のチェック体制を作ってほしい。</p>	<p>当該中学校のトイレは、平成 25 年度に便器だけでなくトイレ全体を改修しましたが、一部に古いトイレがあります。これらについては、改築又は大規模改修時に更新します。</p> <p>また、トイレ清掃は、学校職員による日常的な清掃及び清掃業者による毎週の清掃を行っており、学校が履行確認していますが、必要に応じて学校整備課が確認し、衛生環境の維持に努めています。</p> <p>なお、当該中学校では令和 5 年度から用務業務を民間事業者に委託し、トイレ清掃についても新たな体制で行います。引き続き学校と連携して、適切な履行確認に努めてまいります。</p>
10	<p>全ての子供が、家庭の経済状況に関係なく自らの望む教育を受けることができるよう、「教育の無償化」・「給付型奨学金制度」を設けていただきたいと強く望む。</p>	<p>区では、区立学校の教材、移動教室、給食などにかかる費用の一部を独自で公費負担し、保護者の負担を軽減しています。義務教育の保護者負担軽減のあり方につきましては、子育て世代を取り巻く環境を踏まえ、検討を進めていきます。</p> <p>また、給付型奨学金につきましては、総収入が基準以下の中学 3 年生を含む世帯を対象に東京都が実施する受験生チャレンジ支援貸付事業に 10 万円を上限として上乗せして貸付し、高校等に入学した場合、返済を免除しています。</p> <p>なお、高校生を対象に実施している杉並区奨学金制度は貸与型ですが、国や東京都によって返還不要の就学支援金等の制度が実施され、収入要件により高校授業料の無償化が実施されています。</p>



No	意見概要	区の方考え方
11	<p>高校や大学を中退したり、就職してもブラック企業で辞めたりした 18 歳～20 代の若者の居場所をつくってほしい。</p> <p>就労支援より、自己肯定感を高めるような関わりをしてもらえるようなところがあるといいと思う。品川区にある「子ども若者応援フリースペース」などを参考にしているかどうか。</p>	<p>若者世代に対する施策は、今後、重点的に取り組むべき課題であると認識しています。</p> <p>現在、杉並区には 18 歳～20 代の若者を対象とした特定の居場所は設置していませんが、各相談窓口にご相談やお問合せがあった際は、東京都が運営している専用サイト等を活用し、近隣区市や都が運営している特定スペースや NPO が運営している事業等を紹介しているところです。</p> <p>今後も他自治体の先進的な取り組みを参考に検討を進めていきます。</p>
12	<p>健康水準の向上に身体活動は重要な要素だが、これを増やす区環境を◎1 安全なサイクリングレーンの延伸、◎2 建築物や道路の設計指針、◎3 自家用車利用から公共交通利用促進策策定も検討して頂ければと考える。</p>	<p>安全なサイクリングレーンの延伸については、令和 5 年 3 月に策定した「杉並区地域公共交通計画」や今後策定を予定している「自転車活用推進計画」に基づき、区内外の移動の利便性や回遊性の向上、環境負荷の低減、健康増進等に寄与する自転車の利用を安全面に留意しながら推進していきます。</p> <p>健康水準の向上に向けた土木分野での建築物や道路の設計指針策定については、ご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>自家用車利用から公共交通利用への促進策策定については、令和 5 年 3 月に策定した「杉並区地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通に関する取組を計画的に進めることで、区民が最適な移動手段として選べるよう、公共交通の利用を促進していきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
13	<p>精神症状発現初期から当事者の元へ出向いて面会し、対話を通して回復を図るオープン・ダイアログを杉並区で導入することを提案する。また子どもの頃から人権への関心を高める方法として杉並区「子どもの権利条例」策定も提案する。</p> <p>杉並区では ODNJ（オープンダイアログ・ネットワーク・ジャパン）のワークショップ・講演会・研修会に参加し、複数の職員や関係者が当事者の方の日常生活の場で対話できる枠組み（予算措置・柔軟な人的配慮）を検討されては如何か。OD（オープンダイアログ）は現時点では未だ診療報酬で認められているメニューではないからである。また OD 導入には区の担当の方々（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、医師、事務職）の方々の賛同が必須であると考えます。</p>	<p>区では、精神障害のある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、措置入院者の退院後支援や保健型アウトリーチ事業を実施しています。また、講座を利用した対話による本人らしい地域生活の支援等に関する普及啓発にも取り組んでいるところです。</p> <p>今後も当事者の人権に配慮しつつ、関係者と当事者が日常生活の場で対話できる取組等を実施するなど、当事者主体の支援策を引き続き推進していきます。</p> <p>また、「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に当たっては、区民や有識者等により構成される「（仮称）子どもの権利擁護に関する審議会」を令和5年度に設置し、条例に盛り込むべき事項等について、区民や有識者の参画のもと、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら審議を進めていくとともに、審議会とは別に、子どもたちから直接意見を聴く機会を設けて議論を深めていく予定です。条例制定の過程においては、大人を含むすべての人が子どもの権利について考え、理解を深める機会として考えていますので、ご紹介のありました取組なども参考とさせていただきながら十分に検討を行ってまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
14	<p>精神症状発現初期から当事者の元へ出向いて面会し、対話を通して回復を図るオープン・ダイアログを杉並区で導入することを提案する。また子どもの頃から人権への関心を高める方法として杉並区「子どもの権利条例」策定も提案する。</p> <p>杉並区では ODNJ（オープンダイアログ・ネットワーク・ジャパン）のワークショップ・講演会・研修会に参加し、複数の職員や関係者が当事者の方の日常生活の場で対話できる枠組み（予算措置・柔軟な人的配慮）を検討されては如何か。OD（オープンダイアログ）は現時点では未だ診療報酬で認められているメニューではないからである。また OD 導入には区の担当の方々（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、医師、事務職）の方々の賛同が必須であると考えている。公立小中学校の教員給与を加算措置により増額し、優秀な教師を杉並区で増やし、人権教育が充実することを期待する。</p>	<p>区では、精神障害のある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、措置入院者の退院後支援や保健型アウトリーチ事業を実施しています。また、講座を利用した対話による本人らしい地域生活の支援等に関する普及啓発にも取り組んでいるところです。</p> <p>今後も当事者の人権に配慮しつつ、関係者と当事者が日常生活の場で対話できる取組等を実施するなど、当事者主体の支援策を引き続き推進していきます。</p> <p>また、「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に当たっては、区民や有識者等により構成される「（仮称）子どもの権利擁護に関する審議会」を令和5年度に設置し、条例に盛り込むべき事項等について、区民や有識者の参画のもと、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら審議を進めていくとともに、審議会とは別に、子どもたちから直接意見を聴く機会を設けて議論を深めていく予定です。条例制定の過程においては、大人を含むすべての人が子どもの権利について考え、理解を深める機会として考えていますので、ご紹介のありました取組なども参考とさせていただきながら十分に検討を行っていきます。</p> <p>教員の働き方改革の推進や公募制度の活用など幅広い人材確保の対策と併せて、教員研修の実施など総合的な取組により人権教育の充実を図り、教員の資質能力の向上に努めていきます。</p>